

Title	開発途上国における知的財産制度が国の発展へ与える影響の研究
Author(s)	谷治, 和文
Citation	年次学術大会講演要旨集, 39: 292-295
Issue Date	2024-10-26
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/19513
Rights	本著作物は研究・イノベーション学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Research Policy and Innovation Management.
Description	一般講演要旨

○谷治 和文 (成城大学)
yaji@seiyo.ac.jp

1. はじめに

1995年にWTO設立協定付属書1CとしてTRIPS協定(Agreement on Trade Related Aspect of Intellectual Property Rights)が発行された。このTRIPS協定とは、全てのWTO加盟国が著作権、商標、地理的表示、意匠、特許などの知的財産権保護を遵守すべき最低限の水準を定めた協定である。権利行使の手続き、紛争解決手続きについても規定されている。

知的財産制度は、開発途上国その国自体の厚生水準は低下させるという研究成果がある一方で、知的財産制度が開発途上国の経済に良い効果をもたらしているという研究成果もある。

本研究では、複数の開発途上国を選出して、その国の知的財産権の状況を比較調査・研究することにより、開発途上国において特許権、商標権、意匠権などの知的財産権制度がどのようにその国の発展に役だっているのかを調査・研究している。本学会発表の研究においては選出した開発途上国の中でもフィリピンについての調査・研究報告を行っている。

2. 研究の方法

研究方法としては、開発途上国を数カ国ピックアップして、WIPOのデータベースを活用して、その国の知的財産庁における「知的財産の出願件数調査」(自国籍出願人の出願件数、外国籍出願人からの出願件数)を実施している。さらにピックアップした国の現地の知的財産関係者(フィリピン在住の日本人、フィリピン人)にヒアリングを実施している。これについては、現地を訪問してヒアリングを実施した。

本学会の発表する研究では、複数の選出した開発途上国の中でも特にGDPで急成長を遂げたフィリピンを選出し、調査・研究を実施している。

3. フィリピンのGDPと知的財産出願状況

フィリピンのGDPの調査は、景気の状態を把握するために用いられる実質GDPの推移を調査している。フィリピン国全体の経済事情を把握するために実質GDPを図1に示している。この図をみてわかるように1990年代から実質GDPは上昇((1999年実質GDP-1990年実質GDP)/1990年実質GDP×100%=27.8%)を続けており、2000年代の成長((2009年実質GDP-2000年実質GDP)/2000年実質GDP×100%=49.2%)は90年代と比較してもその上昇率は高くなっており、さらに2010年

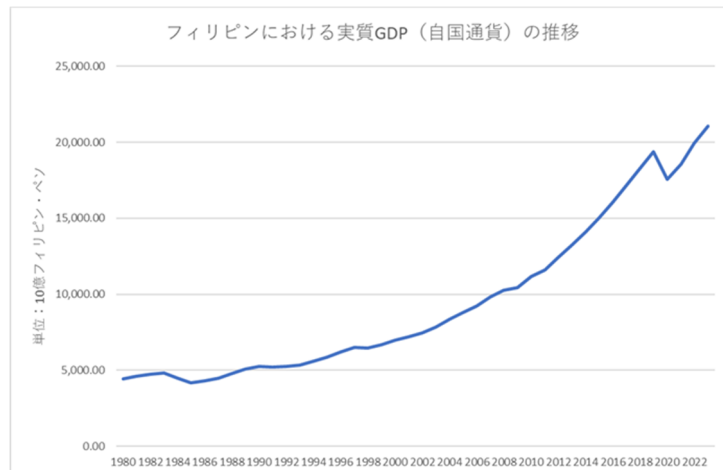


図1：フィリピンの実質GDPの推移 (単位：10億フィリピンペソ)

代にその上昇率（2019年実質GDP－2010年実質GDP）/2010年実質GDP×100%=73%）はさらに高くなっている状況である。2020年は新型コロナウイルスの影響により経済が実質GDPも減少しているが、その後2023年まで実質GDPも急増している状況である。つまり、フィリピンの経済はこの30年間で急激な成長を遂げていることがわかる。

4. フィリピン知的財産庁（IPOPIL）への知的財産出願状況

4.1 特許出願件数の状況

IPOPIL への特許出願の状況を示した図2から、フィリピン国籍の出願人からの特許出願（以下「国内出願」とする）の出願件数に対して、フィリピン以外の外国国籍の出願人からの特許出願（以下「外国出願」とする）が大きく上回っていることがわかる。

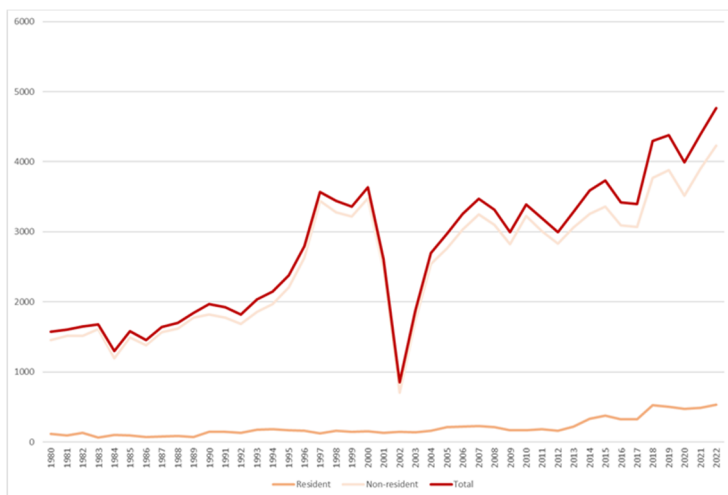


図2. フィリピン特許庁への特許出願件数の推移

特許出願全体の推移を見ると、1980年から特許出願件数は増加傾向であることがわかる。主に外国出願件数の増加が目立つが、国内出願件数も外国出願に比べると大分緩やかであるが、1980年から徐々に増加していることがわかる。この外国出願件数の増加データから、フィリピンには外国企業（メーカー）が多く進出してきており、さらに国内出願件数が緩やかに増加しているデータからフィリピン国内企業（メーカー）も技術開発で徐々に成長してきているという仮説を立てることができる。

4.2 実用新案登録出願の状況

IPOPIL への実用新案登録出願の状況を示した図3から、実用新案登録出願については、2008年から出願件数は増加しその後、2019年まで急激に出願件数は増加を続けるが、2020年に激減することがわかる。この激減は、新型コロナウイルスの蔓延が影響していると予想される。

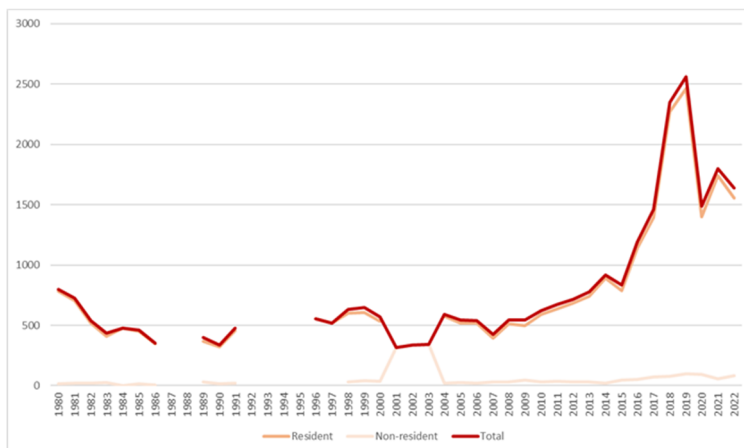


図3. フィリピン知財庁への実用新案登録出願の推移

2008年のデータでは、国内出願件数は512件であり、外国出願が33件となっており、大幅に国内からの出願が多いことがわかる。また、2019年には国内出願件数は2461件となっており、外国出願が99件で、国内出願件数が外国出願件数の24.5倍の出願になっていることがわかる。2022年の特許の国内出願は533件であるのに対して、同じ年の実用新案登録の国内出願1555件で実用新案登録の国内出願件数は、特許の国内出願件数を大幅に上回っている。

つまり、この状況からフィリピンの国内企業・研究機関が特許出願よりも実用新案登録出願を重視しており、外国企業は実用新案登録出願よりも特許出願を重視して出願する状況であることがわかる。これは、国内企業・研究機関が技術的に基礎段階の開発が中心となっており、この実用新案登録出願の増加により国内企業・研究機関の基礎的な研究が促進されているという仮説を立てることができる。

5. フィリピン現地における調査

5.1 インタビュー調査

①IPOPIL 審査官などへのインタビューより

IPOPILにおけるインタビューは、特許審査官、実用新案登録出願の審査官、商標審査官、意匠審査官そして、エンフォースメント担当職員に対して行った。その結果は次の通りである。今回は特許審査官、実用新案登録出願の審査官についてのコメントをまとめている。

特許出願制度は整備されているが、まだフィリピン国籍出願人の出願が極めて少ないために、発明、考案を促進する活動（創作を促進する活動）を行っている状況である。つまり、特許制度が今後におけるフィリピンの技術の発展を促進しているところである。しかしながら、IPOPILの特許出願審査には時間がかかり、権利が早く付与されないことからフィリピン国内企業などの発明及び特許出願が促進されない状況にもなっている。その特許出願の代わりに実用新案登録出願がフィリピンの技術の発展を促進しているところである。フィリピン国内企業、大学などからの特許出願よりも実用新案登録出願の件数が多いのは、フィリピンの技術力が先進国の企業の技術力に追いついていないことも理由の一つでもある。将来的には大学からフィリピン独自の技術が出てくる可能性がある。それが大学発ベンチャー企業に繋がる可能性がある。オンライン出願システム整備が出願を増加させ、フィリピンの科学技術の発展を促進している面もある。

②フィリピン弁護士事務所の弁護士などへのインタビュー

フィリピンの弁護士事務所において弁護士1名及びパラリーガル2名（知的財産専門）にインタビューを2024年3月に実施している。

当該インタビュー結果より、次のことがわかった。フィリピンの特許制度は、外国企業の海外からIPOPILへの特許出願を促進している状況であり、その特許出願をしている外国企業（メーカー）のフィリピンへの進出を助長している状況である。特許権を取得することにより、模倣品が市場に出回る事を予防することができ、模倣品が市場に出回った際には、特許権侵害を犯したことになり、フィリピンに進出してきた外国企業（メーカー）は、販売の差し止め、損害賠償の請求を求めることができるようになることから、特許権を取得した企業（メーカー）はフィリピンへ進出しやすくなり、新製品の販売もしやすくなる。

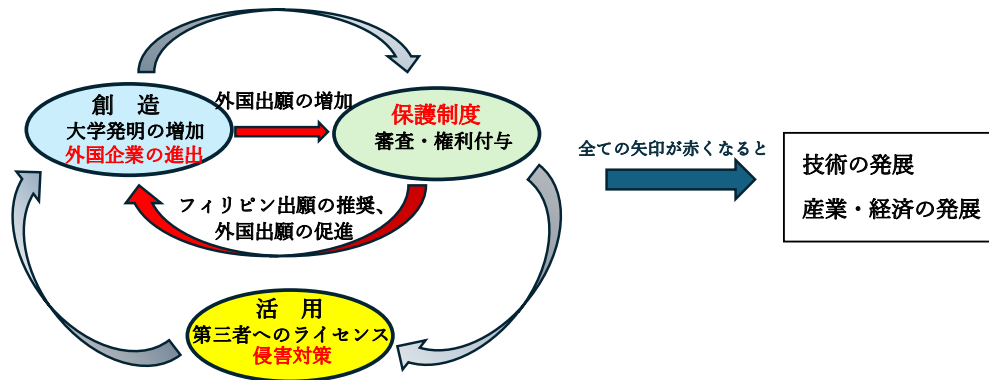
フィリピンの特許制度だけではなく、PPH制度、PCTサーチレポート制度がIPOPILの審査官の審査の迅速化を助長しており、この審査の迅速化が海外企業（メーカー）のフィリピンへの進出を助長している。

フィリピンには、海外企業と戦えるような代表的なメーカーは存在していないが、政府（IPOPIL）がフィリピンの大学、国の研究機関に対して、特許出願を推奨している状況であり、その特許出願の推奨活動がフィリピン国内企業（特に、農業技術分野）の技術力を向上させている。

6. 結論（特許制度、実用新案制度のフィリピンの発展への影響）

IPOPILへの特許出願件数の推移、実用新案登録出願の推移データの検討、IPOPILの職員（審査官へのインタビュー結果、フィリピン弁護士事務所職員（弁護士、パラリーガル）へのインタビュー結果から、フィリピンにおける特許制度、実用新案登録制度に関して図4に示す知的創造サイクルが成立することがわかる。

現状は、サイクルの赤い部分である外国出願が多く、フィリピン国内出願が極めて少ない状況である。フィリピンの科学技術省（DOST）が大学、中小企業に対して、実用新案登録出願をするように促している。しかしながら、フィリピン国籍の出願については実用新案登録出願が増加しているが、特許出願がわずかな数の状況。これは、フィリピンの現状の技術レベルが特許出願するレベルまで達していない部分があり、大学が特許出願をわずかながらしている状況である。現在は、実用新案登録出願を主としており、知的財産制度の中でも実用新案登録制度がフィリピンの大学の考案を促進している状況である。



- 赤い矢印 (⇒) は、フィリピンが力を入れており、さらに今後も強化、増加される部分
- 灰色矢印 (⇒) は、現状ではその現象がみられない又は、現象が少ない部分

フィリピンの特許制度の役割としては、法律、知財庁はフィリピン国に既に存在していることから、特許の保護制度が、外国企業のフィリピン進出を助長しており、フィリピン科学技術省（DOST）の出願呼びかけもあって、大学での発明が促進されている状況である。ただし、実用新案制度を活用する大学が多いことから、将来の発明レベルに繋がる考案が多い状況である。将来的には、フィリピンに進出してきた外国企業に勤務していたフィリピン人エンジニアが、フィリピン独自の技術を生み出す可能性もあり、その基盤造りを特許制度が助長しているといえる。

結論として、フィリピンの特許制度は、外国企業フィリピン進出促進型となっている。また、現状では影響は小さいが、フィリピンの大学での技術開発促進（発明・考案促進型（考案が主））にもなっている。

参考文献

1. WTO、TRIPS 協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）、2017年1月23日、<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/trips/index.html>（2024年9月アクセス）
2. WIPO, "WIPO IP STATISTICS DATA CENTER", 2023年12月, <https://www3.wipo.int/ipstats/key-search/indicator>（2024年9月アクセス）
3. Intellectual Property Office of the Philippines（IPOPIL）, IPOPIL HP, <https://www.ipophil.gov.ph/socially-relevant-technologies-srt-project/socially-relevant-technologies-srt-project-2024/>（2024年9月アクセス）